

障害児通所支援事業所 安全計画

2025 年 4 月 1 日策定

安全計画【社会福祉法人宮共生会 チームごちゃまぜきっず（児童発達支援／放課後等デイサービス）】

◎安全点検

（１）施設・設備・事業所外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
重点点検箇所	・施設内設備、備品、園庭 ・緊急連絡先	・施設内設備、備品、園庭	・施設内設備、備品、園庭 ※エアコン（冷房確認）	・施設内設備、備品、園庭	・施設内設備、備品、園庭 ※台風対策（備蓄の確認等）	・施設内設備、備品、園庭
	随時：近隣公園の状況確認（安全点検）・送迎車両の安全装置正常動作確認					
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
重点点検箇所	・施設内設備、備品、園庭 ※エアコン（暖房確認）	・施設内設備、備品、園庭 ※冬季に向けた点検（送迎 車両チェーンの確認等）	・施設内設備、備品、園庭	・施設内設備、備品、園庭	・施設内設備、備品、園庭	・施設内設備、備品、園庭
	随時：近隣公園の状況確認（安全点検）・送迎車両の安全装置正常動作確認					

（２）マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
事業継続基本計画書	2023 年 4 月	適宜	チームごちゃまぜきっず 事務所
事業継続計画書（地震編）	2023 年 4 月	適宜	チームごちゃまぜきっず 事務所
事業継続計画書（新型インフルエンザ編）	2023 年 4 月	適宜	チームごちゃまぜきっず 事務所
非常災害対策計画	2022 年 4 月	適宜	チームごちゃまぜきっず 事務所
衛生管理マニュアル	2022 年 4 月	適宜	チームごちゃまぜきっず 事務所
虐待防止及び身体拘束の適正化指針（マニュアル）	2022 年 4 月	適宜	チームごちゃまぜきっず 事務所
感染対策指針	2024 年 4 月	適宜	チームごちゃまぜきっず 事務所

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
児童発達支援 放課後等デイサービス	・遊具遊びや散歩時の事故防止	・熱中症対策 ・避難訓練（消防）	・遊具遊びや散歩時の事故防止 ・避難訓練（風水害想定）	・遊具遊びや散歩時の事故防止 ・避難訓練（地震想定・火災想定）

(2) 保護者への説明・共有

通年
・安全計画及び安全に関する取り組みの内容について、法人ホームページで公開し、周知を図る。 ・事業所通信（ごちゃまぜきッズだより）を活用し、事業所の取り組み内容の周知を図る、

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難 訓練等					避難・消防訓練 (火災想定)	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難 訓練等		避難訓練 (風水害想定)		避難訓練 (地震想定)		避難・消防訓練 (火災想定)

※1 「避難訓練」・・・119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去。AED・エピペン®の使用等）、不審者対応、送迎車両における見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者
火災	防火管理者・管理者・児童発達支援管理責任者
地震・風水害	管理者・児童発達支援管理責任者

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4～9月	10～3月
・感染症対策（法人内） ・自然災害対策（法人内） ・身体拘束、虐待防止（法人内・事業所内） ・その他（外部研修）	・感染症対策（事業所内） ・自然災害対策（事業所内） ・身体拘束、虐待防止（事業所内） ・その他（外部研修）
随時	
・職員の採用時に新人職員研修（支援方法・虐待防止研修等を実施）	

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

・感染症対策ステップアップ研修（佐世保市主催） ・初任者研修（長崎県社会福祉協議会主催） ・障害者虐待防止・権利擁護研修会（長崎県主催）
--

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

・ヒヤリハットの事案について、ケアカルテ（利用者分）、kintone（職員分）において随時報告及び共有 ・毎月、ヒヤリハット委員会で情報収集及び分析

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

・送迎車両に安全装備完備（2025年4月現在、対象車両のすべてに設置済み） ・利用予定者の予定外の休みについては、保護者への連絡・確認の徹底 ・近隣住民に対し、事業所における支援概要、利用児の特性を知っていただくために交流の機会の創出（法人全体のイベント開催・近隣施設との交流など）
